

嵐は樹を強くする
樹はしっかりと 地下に根を張り
ふきすきぶ嵐の中に
歯をくひしばって こらへてみた

1947.1.31.「2-1」セネスト申止の後、鎌倉の嵐後に書かれた詩集詩

針葉樹

全道庁
渡島支庁支部教宣部

2018.5.15 No. 416

大間原発訴訟 住民請求棄却の函館地裁【肩すかし】不当判決

3月19日、函館地裁（浅岡千香子裁判長）は、竹田とし子（訴訟の会）さんはじめとする1,163名の大間原発の建設及び運転の差止めを求める請求を棄却する判決を下しました（原告控訴）。「最短23Kmしか離れていないここ函館だって原発建設の地元である！」との意識の下有志の住民が「大間原発訴訟の会」を立ち上げ、これまで建設阻止のために闘ってきました。当支庁支部でも今年3月「訴訟の会」の方を招き学習会を行いました。渡島支庁支部大間原発対策委員会としても今次の判決は不当であるとの声を上げるとともに、判決に屈せず大間原発建設反対の輪を一層広げていく決意です。

今回の地裁の棄却判決を構成する論理の大きな柱が次のものです。

設置変更許可申請に対する規制委員会の安全審査及び処分がまだなされておらず、本件原発が運転を開始する具体的ななめども立っていない現時点において、本件原発に重大な事故発生に具体的な危険性があると認めることは困難・・・

「規制委員会の安全審査」についても本当はなんとも不安な代物なのですが、今回の判決は建っていないのだから危険なわけないだろう、建ったら考えればいいじゃん〜ともとれる内容。今日まで数多くの原発関連裁判判決があり福島事故以降は、より住民側の生存権や財産権に立脚した判決趣旨に移行しつつある中で、今回のものはトレンドに逆行したとも言わざるを得ません。この判決からは、福島事故以後「未曾有かつ甚大極まりない被害を受けつつある。」「原子炉本体、その周辺には人間が近づくことすらできず、事故状況の全体像すら見未解明のままにある」（原告訴状）という現実を目の当たりにした今だからこそ、「建ちあがってしまう前に裁判で」という住民の切迫した危機感があつたのです。しかし、判決はそのような住民の必死な思いに顔をそむけました。

7年半の審理は何だったのか！

大間原発はプルトニウムとウランの混合酸化物（MOX）燃料を全炉心で使う世界で初めての商業炉です。

原型炉も実証炉もすっ飛ばしていきなり137万kWの商業炉を建設するという。出力は段階的に引き上げるから、と住民の不安を省みることなく平然と実験を正当化する電源開発。

裁判ではこのMOXの危険性、大間北方沖活断層の問題、使用済み燃料プールの問題などを主な争点として7年半もかけて審理をしてきた。しかし裁判所はこれらの判断を避けた。

新聞等でも「肩すかし判決」と評されるように、裁判所が指揮の下長い歳月をかけ証人、証拠採用、証拠調べなどを進めてきました。にもかかわらず、それらに対する肝心の函館地裁としての判断を示さないまま、この判決に至ったのは何故なのか？それは核燃料サイクルに固執する政府の政策に対する「付度」か？などと思いを巡らすのは私だけでしょうか？

※判決のもう一つの論理「裁判所が専門機関たる規制委員会をさしおいて物言うのはオコガマシイ」論については次号で検討いたします。

嵐は樹を強くする
樹はしっかりと 地下に根を張り
ふきすきぶ嵐の中に
歯をくひしばって こらへてみた

1947.1.31.「2-1」セネスト申止の後、鎌倉の嵐後に書かれた詩集詩

針葉樹

全道庁
渡島支庁支部教宣部
2018.5.17 No. 417

大間原発訴訟 住民請求棄却の函館地裁【肩すかし】不当判決 その2

前号で紹介したとおり請求棄却の理由の一つが「設置変更許可申請が許可される具体的な見通しも、運転開始の具体的な目的も立っていない」のだから「事故が発生する具体的な危険性を認めることは困難である」というものでした。さて、前号で「裁判所が専門機関たる規制委員会をさしおいて物言うのはオコガマシイ」論について今回検討するとしたのは次の判決文に関わるものです。

「裁判所が規制委員会の審査に先立って、安全性に係る具体的な審査基準に適合するか否かについて審理判断をすべきではないから、裁判所が、安全性に係る現在の具体的な審査基準に適合しないとの理由で、本件原発の建設及び運転の差止めを命じることはできない」「裁判所が、～原子炉施設の安全性に関する審査を規制委員会に代替して行うことは相当でない」

規制委員会を「高度の科学的、専門技術的知見を有し」た機関と見なしてのこの言い分は、福島原発事故以前の安全神話が罷り通っていた頃に裁判所が示していたものに逆戻りしています。「専門的知見」に平伏し、住民の訴えをことごとく棄却して原子力推進一派（原子力カマラ）の繁栄に寄与してきたこれまでの判断姿勢を反省し、「かような事態（福島事故）を招く具体的な危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」（福井地裁2014年5月樋口裁判長）との「専門的知見」に対する毅然とした立場を表明した判決もあるからです（しかしその後裁判長は左遷…（怒！）新任の裁判長の下大飯原発は再稼働へ）。

函館地裁は一体何を審理したのか

函館地裁は「建っていないものの事故の危険性は言えない」、「規制委員会の判断が出る前に委員会に成り代わって原子炉の安全性を云々することはできない」、この二つを柱にして差止請求を棄却しました。では一体地裁はなにを審理したのでしょうか。審理項目は多項目に渡りますが特徴的なものとして、判決では「規制委員会の安全審査に用いる具体的な審査基準自体に不合理な点があるか」、そして原子炉施設に求められる安全性の程度が問題になるとしつつ、審査基準に不合理性はないとする審査基準を擁護する展開をしていきます。その上で原告の主張は「高度の安全性を強調するあまり、結局のところ絶対的安全性を求める」訴えであると規定し、科学技術の分野において「絶対的安全性は達成することも要求することもできない」といつ切り捨てるという、あたかも科学技術と生存権を秤にかけたかのような記述があります。

活断層の存在。反証できない電源開発に判断下さず

大間の裁判で最大の争点となったのが、地震性隆起による海岸地形また大間北方沖活断層の存在でした。これは当初の設置許可処分後に発表された論文で明らかになりました。原子炉等規制法では活断層が認められる敷地の上に原発を建設することは出来ません。判決においては、この問題は規制委員会が電源開発によるその存在を否定する資料の根拠や説明が不十分だと指摘している。よって規制委員会は公平である、ということを示す例証としてしか扱っていません。規制委員会ありきではなく、電源開発がこれに反証出来なかったのだから法に照らせば歴然と差止めを決定すべきなのですが、「規制委が電源開発に追加調査を求め審議継続中」として規制委員会の判断にガタをあずけ、住民の差止め請求を棄却したのです。

以上を踏まえると今回の函館地裁判決は結局「原子力規制委員会が良いと言っているのなら、良いのでしょう。」という程度の判決しか書けなかった裁判長によるものだったということになるのでしょうか。

私たちは今回の判決に屈することなく、控訴審にむけたたかう原告団・住民たちの意識を共有し、職場から建設反対の運動をさらに強め、広めていかねばなりません！